

社会保障の研究史

高藤 昭

はじめに

- 1 初期社会保障研究の発展経過
- 2 オイル・ショック後の社会保障の動向と研究課題
- 3 社会保障研究における学際関係
- 4 現在の国際的論点 結びに代えて

はじめに

私に与えられた本テーマを扱ううえでの大きな困難は、わが国では、社会保障の研究は法学、政治学、行政学、経済学（社会政策学、公共経済学、財政学などを含む）、社会学（とくに福祉社会学）その他もろもろの学問^{ディシプリン}がかかわって、広い学際性をもっていることである。社会保障という巨大な制度については、このような多彩な学問による学際的な研究がそれぞれの役割を担い 後述のごとく、それぞれの学問の性格からその本質の捉え方さえも異なってくる、いわば分業的に存することはむしろ必要である。

しかしながら、これらすべての学問による研究史に、特定の学問領域に属する単独執筆者が精通することは至難の業である。そこで、安全な道としては、結局その執筆者の属する学問領域における研究を主たる対象とすることである。私は法学研究者であるから、したがって本課題は、一応、社会保障法学者による研究に絞るのがもっとも常識的で、妥当な方法である。それならば、私にも比較的容易な作業である。

しかしそれでは編集者には不満であるだけでなく、私自身も不満である。法学は学際的観点からは社会保障研究のごく一部にすぎず、全貌からみればあまりに狭いのみならず、かねがね私はこの社会保障発展とともに歴史的に現れた学際的研究関係 各学問の特質と限界、その在り方や役割分担など について、いつかは論じてみたいと思っていた。そこでこの機会に、あえて危険を冒し（無学の恥をさらし）、はなはだにわか仕込みながら、法学以外に社会保障研究の中心的位置にあると見られる経済学、とくに社会政策学、社会学に限定してこの問題に挑むこととする。

最初に生成期の研究状況を概観し、つぎにオイル・ショック以後の社会保障自体の動向と関連する現在にいたる論点を整理する。そしてそれを念頭に、各学問分野の性格にてらした学際関係を分析・検討し、最後に現在の国際的、学際的論点にふれる。

1 初期社会保障研究の発展経過

(1) 世界的研究の出発 ILO

世界的にもっとも早く社会保障の研究に着手したのは、第一次大戦後、国際連盟のもとで創設された国際的機構であるILOである。その創設（1919年）の時点ですでに38カ国で社会保険、無拠出給付制度、労災補償制度などの制度が出現していた。これが、戦後の混乱期に各国とも動揺していたなかで、とくに深刻な失業問題に直面し、ただちに失業保険の調査・研究を開始して、1920年の失業に関する条約（第8号条約）、勧告（第10号勧告）に結実している。

その後も先駆的な各国における既存の制度を手掛かりに研究してきて、多くの条約、勧告を導いている。とくに社会保障の世界的展開に大きな貢献をしたのは、カナダ時代（1940年から1946年）における第二次大戦後の社会保障の世界的実現を予定した研究であった⁽¹⁾。その結果が、戦後の世界各国にこの制度を誘導した1942年の「社会保障への途」⁽²⁾の発表と、同年12月発表のベヴァリッジ構想への援助・助言、さらに社会保障の概念や具体的構想を示した1944年の26回総会での「所得保障勧告」(Income Security Recommendation, 67号勧告)、「医療保護勧告」(Medical Care Recommendation, 69号勧告)となっている。

この2つの勧告は従来の「社会保険(Social Insurance)」から「社会保障(Social Security)」へと概念を発展せしめ(「保険」から「保障」へ)、かつ、その内容を所得保障と医療保障の二分野としたものである。こうして、アメリカ1935年法に淵源をもつ「社会保障」の語のコンセプトや内容はILOの研究の成果とみるべきものである。ILOでの研究は「社会保障」を理論的にも実際にも生み出すきわめてクリエイティブな作業であった。そして、1927年にはその主導により現在の“INTERNATIONAL SOCIAL SECURITY ASSOCIATION (ISSA)”の前身となる民間団体、「社会保険基金・共済組合国際会議」(International Conference of Social Insurance Funds and Mutual Benefit Societies (CIMAS))が組織され、そのISSAは、現在でも研究活動をおこなっている。

ベヴァリッジ以後、社会保障は先進国、とくにイギリスで研究が始められることになる。大陸ではフランスで法学者によって多くの成果が出されている⁽³⁾。

(1) ILOの社会保障研究史に関しては、樋口富雄「国際労働機関(ILO)の軌跡」(伊部英男・福武直編著『世界の社会保障50年』東大出版会、1953年、1頁以下参照。

(2) "Approaches to social security", 1942.3, ILO, Studies and Reports, M-NO.18, (邦訳)塩野谷, 平石訳『ILO, 社会保障への途』東大出版会、1972年。

(3) その先駆的解説書は1953年のP・デュラン教授の“La politique contemporaine de sécurité sociale”である。これに始まり、現在では多くの概説書が出版されている。そのなかでもっとも代表的なものはJ・J・デュペイル教授の“Droit de la sécurité sociale”である。初版は、“sécurité sociale”として、1965年。現在は13版(1998年)。フランスで出されている社会保障の概説書は、同書3頁注1参照。

(2) わが国の初歩的研究

わが国には第二次大戦後“Social Security”が輸入される。当初は「社会的安寧」と翻訳されたほどで、その概念、内容は未知であった。64年3月には「社会保険制度調査会」が厚生省内に設置されたが、その前に民間の研究者で「社会保障研究会」が発足をみていた（同年2月）。調査会、研究会の中心的メンバーは末高信、園乾治、近藤文二、平田富太郎、大河内一男といった経済学者で、研究会は同年7月「社会保障案」を、翌47年には調査会が「社会保障制度要綱」を発表している。いずれもベヴァリッジ構想が範とされている。

46年11月には憲法が制定され（施行は、47年5月3日）、国民の最低生活保障を国の責務とし、社会保障・福祉の向上・増進義務を規定する生存権条項（25条）が登場して、ともかく「社会保障」の名が憲法上に現れる。国民の生存権・社会保障権、それに対応する国家の国民に対する生活保障と社会保障増進の責務が憲法上規定されることになったのである。

さらに47年8月にはアメリカからワンデルを団長とする社会保障調査団が来日し、翌48年7月には報告書「社会保障制度への勧告」を出す。ここで、社会保障に関する企画、政策決定、法律制定について勧告をおこなう任務をもつ、内閣と同列の諮問機関設置がアドバイスされる⁽⁴⁾。そして同年12月には社会保障制度審議会設置法が制定され、49年5月には活動を開始し、翌50年10月、わが国の「ベヴァリッジ・レポート」といわれる「社会保障制度に関する勧告」が提出された。この審議会は、国会議員、関係官庁、学識経験者、関係団体代表各10名、計40名という大人数であったが、その制度研究の中心とみられる当初の学識経験者は、勝保稔（元厚生省局長）、末高信（早稲田大学教授）、園乾治（慶応大学教授）、原泰一（民生委員連盟会長）、桂泉（中労委委員）、大内兵衛（法政大学総長）、近藤文二（大阪商大教授）、清水玄（元厚生省局長）、長尾春雄（労災保険委委員）、川北禎一（日銀副総裁）の各氏であった。会長は経済学者の大内氏。民間研究者は経済学者が中心であったが、官僚出身者が多いのが目につく。民間研究者としてわが国で最初に社会保障の研究にとりかかったのは主として経済学者、とくに社会政策学者、それに社会学者であった。法学はやや遅れる。そして、65年には国立の学際的な社会保障専門研究機関として、特殊法人たる「社会保障研究所」が設立される（96年から「国立社会保障・人口問題研究所」となる）。以下これらの学問分野、研究機関ごとに、当時の研究動向を概観したい。

【経済学（社会政策学）・社会学】

末高信教授『社会保障のはなし』（48年）、近藤文二教授『社会保障』（49年）はすでに「社会保障」輸入直後の時期の出版であった。戦後は終わったとされる時期の59年の至誠堂『講座・社会保障』全4巻は、若干の法学者も加わるが、経済学者とくに社会政策学者中心の「戦後」の社会保障研究の一応の結実とみられる。「戦後」の研究にふさわしく、貧困論が基底となっている。

ところでこの社会政策学であるが、これは、戦後、大河内一男教授の、社会政策は総資本たる国家の理性による労働力の保全・培養政策、すなわち資本制国家の労働力政策とする本質把握の影響を強く受けた。その結果、労働者以外の一般国民をも対象とする社会保障は視界から外れるか、少

(4) この経過については、『社会保障制度審議会30年の歩み』（社会保険法規研究会、1980年）18頁参照

なくとも辺境におかれることになった⁽⁵⁾。そして社会政策学会のテーマは労働問題が中心で、社会保障は本格的には取り上げられてこなかった。ただし、社会保障への国民一般のニーズの高まり、それに対する財政危機が顕在化するにつれ、同学会の共通論題に取り上げられる頻度が高まっている⁽⁶⁾。それは同学会の性格変化（＝社会政策の概念変化）の前兆のように見受けられる。

同学会の学会としてのこのような社会保障を辺境におく傾向のなかで、個別的に経済学をベースとする社会保障研究者がさきあげた先駆者に誘導されて続々と現れる。この経済学者には社会政策学会系の学者以外の近代経済学者も含まれる。そして世界的な観点からの把握として地主教授が分析されるところでは、研究は1930年代後半のケインジアンによる有効需要喚起などの経済効果論の第1段階、第二次大戦後の社会保障確立期におけるその所得再分配効果と有効需要効果の研究の第2段階、60年代後半から現在（86年）にいたる社会保障の有効性、効率性の研究の第3段階の3つの段階に分析される⁽⁷⁾。しかしその後情勢は変わり、近代経済学はケインズ経済学の破綻から新古典派経済学に移行して社会保障に逆行し、これが世界的規模で大きな政治的力も発揮するにいたることは後述する。

(5) 社会保険も「労働者保険」として従来から労働政策の一環としての位置が与えられてきたが、大河内理論はそのうち失業、疾病には労働力保全として妥当するが、労働無能力者にかかわる障碍、老齢になると理解が困難となり、社会保険に弱いといわれていた。この点を大河内教授は老＝廃保険の対象は資本主義産業が生み出したもので、社会事業的救済に放置するのではなく、「産業社会が総体として「労働力」の健全な培養を図るという意味において、労働力政策として、処理しなければならない問題である。かつまた社会心理的立場からいっても、老齢や廃疾に立ち到った場合にも、完全に彼の生活が保障されてあるということ自体が、健全な状態において生産活動に従う労働者の労働意欲やまた労働能率などを高く保つために不可欠な条件であることは言うまでもあるまい。このように考えるかぎりにおいて、老＝廃保険もまた、災害保険、疾病保険と並んで、社会保険の重要部分として取り扱はれ得るものなのである」（『社会政策原理』1951年、勁草書房、299頁以下）としたが、牽強付会の感を免れない。

(6) 社会政策学会の「労働バイアス」の指摘は武川正吾『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』（東大出版会、1999年）289頁。ちなみに、この学会の共通論題として社会保障関係が登場するのは以下のである。

第16回大会（1957年11月）……「退職金・年金」

第31回大会（1965年5月）……「社会保障論」

第40回大会（1969年11月）……「社会保障の構想と現実」

第54回大会（1977年5月）……「福祉国家体制と社会政策」

第71回大会（1985年10月）……「社会政策の危機と国民生活」

第79回大会（1989年10月）……「戦後社会政策の軌跡」

第80回大会（1990年5月）……「社会保障改革の現局面」

第89回大会（1994年11月）……「今日の生活と社会保障改革」

第92回大会（1996年5月）……「21世紀の社会保障 - 戦後50年の総括と展望」

第97回大会（1998年10月）……「高齢社会と社会政策」

(7) 少し古いが、社会保障研究所編『社会保障研究の課題』（東大出版会、1986年）第8章「社会保障への経済学的アプローチ」地主重美教授執筆分。

社会保障研究にははやくから社会学者も加わっており、これが「福祉社会学」である。そしてその文献数は逐年増加している⁽⁸⁾。これら研究者の個々の研究がわが国の社会保障の研究を推進したとみられる。

【法学】

法学の分野では、被用者保険は、労働（者）保険として労働法の一環に含められ、研究の対象とされてきたが、戦後、社会保障自体については他の学問領域よりも遅れて出発する。それは、解釈法学を主流とする伝統的法学は、新たに出現した労基法、労組法などの解釈学に追われ、反面社会保障法はまだ法領域として未成熟であったうえ、法の解釈が問題となる場面は少なかった事情からとみられる。

社会保障法に関し最初に現れた法学者の体系書は1957年、吾妻光俊著「社会保障法」（有斐閣・法律学全集）であった。これはパイオニアとしての苦心がにじみでた名著というべく、まず社会保障法の領域を社会保険と国家的扶助法（公的扶助）とし、その基本原理をもととは社会保険の基礎にあった保険学上の概念である「扶養の原理」に求めるものである。今様にいえば「社会連帯原理」であろうか。この吾妻理論は、社会保険中、労働者保険を労働法に、労働保険以外の部分と国家的扶助を生存権＝社会法に分属せしめる独自の発想に立つこと（3頁）を別として、その後の法学者に影響を与え、現在でも隠然として生きている感がある。

これを嚆矢として法学者の著作が現れるのであるが、法学者の社会保障に対する関心を一挙に高めたのは1959年の朝日訴訟第1審判決であった。法学固有の分野である法解釈問題が社会保障法にはじめて登場したこと、さらにこれが原告勝訴となったことは法学者の社会保障法研究への大きな刺激となった。この事件に直接かかわった小川政亮教授の『権利としての社会保障』（勁草書房、1964年）は権利論を中心とするその頃の代表的な著作で、以後の社会保障法学の中心となる権利論の起点たる一書である。その後の高橋武教授の『国際社会保障法の研究』（至誠堂、1968）はILOの社会保障に関する世界的基準を定めた102号条約についてその内容のみならず社会保障制度の構造原理を究明してその法的解明と立法、すなわち制度論上の基礎構築に不滅の貢献をなした。佐藤進教授の『社会保障の法体系』（上）（勁草書房、1969年）、給付内容別体系論を展開した荒木誠之教授の『社会保障法』（ミネルヴァ書房、1975年）、憲法25条1、2項分断論を説いた初井教授の『社会保障法』（総合労働研究所、1977年）は社会保障法研究の先覚的書物である。

学会としては、労働法学会が社会保障法関係の論題を扱うこともあったが、同学会は労働法が中心であった。しかし社会保障法の領域は高度経済成長とともに飛躍的に拡大して、独立の法領域を形成するにいたったことと、国民の社会保障へのニーズの高まりから、社会保障法研究の独立の学会の必要性が痛感された。そこで、まず、1977年に社会保障法研究会が設立され、1981年には社会保障法学会に発展した。社会保障に関する独立の学会をもっているのは、目下、法学だけである。したがって、そのとりあげたテーマをフォローすることは法学以外の研究分野からも参考になると思われる（後掲、資料1）。

(8) 福祉社会学については前注文献第9章「福祉社会学の課題と方法」（副田教授執筆分）217頁以下参照。また、関係文献は同書269頁以下にあげられている。

【国立社会保障・人口問題研究所（旧「社会保障研究所」）】

わが国の国民が本当に社会保障へのニーズを感じたのは、高度経済成長期に入ってからであった。とくに60年代後半になると産業化の進展による人口の都市集中化からの核家族化の進行により、従来の家族的扶養関係の解体が強まるにつれて公的生活保障、とりわけ高齢者保障たる年金へのニーズが高まったときである。保守党といえども福祉充実を唱えなければ選挙には勝てないことになった。

特殊法人「社会保障研究所」はこのような状況のなかで設立された。ここは、経済学、社会学、法学など、社会保障にかかわる諸学問領域からの研究者を集め（初代所長・山田雄三氏）、学際的な研究をねらったものである。そして毎年、時宜に応じた研究プロジェクトを設けて研究会を開催、その研究成果の出版、また、機関誌『季刊社会保障研究』を発行して 多くの場合、特定のテーマについて特集号を組む 研究者の研究発表の場を提供してきた。執筆選定の問題はあるが、判例研究もなされることになった。 学際的な研究であること、時宜に応じたテーマの設定であることによってその研究史はそのまま総合的研究領域からの社会保障研究史となっている。したがって、社会保障の研究史はこの研究所の出版物をフォローするのがもっとも捷徑である（それをうかがう一端として後掲、資料2、3を参照）。

2 オイル・ショック後の社会保障の動向と研究課題

社会保障の研究は、その概念や体系、本質・基本原理の究明という基礎理論的研究（総論的問題）、その構成部分の局所的な問題研究（各論的問題）、それに国際的比較研究に大別できよう。社会的、経済的変動は社会保障の変動となり、その研究の対象、視点もそれと連動するのは社会的制度の研究一般と共通である。

この戦後の社会保障の動きは、オイル・ショックの1973年が画期で、福祉元年といわれた同年前半までは社会保障成長期であり、これをピークとして、同年後半期からは経済停滞＝国庫・企業財政難への移行による後退期となる。75年には国家責任の後退と個人責任を強調する「三木ヴィジョン・生涯設計計画 日本型福祉社会のビジョン」が出される。そしてこの頃から高齢化現象が視野に入れられ、82年、西欧型「大きな政府」が否定されたうえ、国民の負担との関係に配慮した制度の不合理の是正、効率化、体系化、民間活力導入の観点をベースに、年金制度、医療保険制度の見直しなどを提言した第二臨調基本答申が出される。

この流れに沿って同年の老人保健法の制定＝老人医療無料化廃止、医療保険における本人の自己負担の10%の定率化（84年）、さらに全住民を対象とする基礎年金の創設の一方で、年金水準引下げなどの制度後退が実現される（85年）。

この時期の経済的低迷や、高齢化は先進各国に共通の現象で、この頃はもっともドラスチックで、ネオ・リベラル的発想からの社会保障とその根底にある保護主義（＝生存権原理）廃棄志向のアメリカーナ・レーガノミックスやイギリス・サッチャリズム、さらにニュージーランド改革が断行されている時期でもあった。憲法上生存権条項をもつわが国では、ここまで徹底されなかった。

この点、わが国の今後の社会保障の一応の指針を示したのが、95年の社会保障制度審議会の勧告「社会保障体制の再構築」（以下、「九五年勧告」という）である。社会保障の利点も強調されてそ

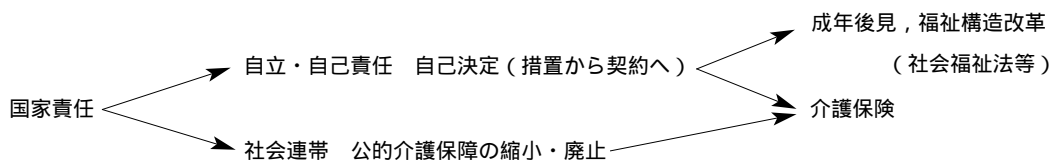
の安定的な展開が展望されつつ、少子高齢化、家族構造の変化などの社会構造の変化、経済の低成長、国際化の進展への対応を必要とするとし、その改革の基本的方向として社会保障における国民の自立・自己責任と社会連帯原理を強調する。同審議会50年勧告に比し国家責任から社会連帯と自立・自己責任へのシフト、すなわち社会保障の責任構造の変化が顕著である。また、給付の受給者の主体性、選択権確保の方向も示されている。このような新しい視点から介護保険が導かれ、それが成年後見、社会福祉基礎構造改革へとつながっている⁽⁹⁾。この九五年勧告が提起した論点を整理すると次の諸点である。

- 社会保障の責任主体の問題 社会連帯と自立・自己責任の強調
- 社会保障の財政問題
- 公（国と自治体）私の役割分担問題
- 社会保障と少子・高齢化問題
- 社会保障と男女共同参画社会確立問題（＝男女平等）
- 社会保障受給者の自己決定権確立問題（「措置から契約へ」）
- 介護の社会保険化問題
- 社会保障の国際化への対応問題

これらのなかののうち自立・自己責任強調（日本型福祉国家論）と の論点はオイル・ショック以後早くから論ぜられてきたものである。 は、 と が絡んで出てきた問題であり、 のうちの高齢化問題も70年代から論ぜられてきた。 も女性の地位向上に伴う問題で、やはり70年代からの議論である。 は、85年以降、わが国がアジアからのニューカマーを迎え、それに対する社会保障法の適用を中心に論ぜられてきた問題である。 のうち、少子化（出生率低下）は1.57ショックの90年からとくに意識され、その対応が論ぜられてきている。これは将来の社会保障財源負担力の低下の問題と、少子化自体への対応策の両面を含む問題である。

しかし、 のうちの社会連帯が社会保障の基本原則の一として公的に明確に表に出たのは注目に値する。これは、いうまでもなく、社会保障についてもっとも基本的、本質的な問題である。 は の「自立・自己責任」から出るものであるが、公的にはこの勧告が最初である。 は 全体から出るもので、やはりこの勧告が始めてうち出したものである。 こうして、95年勧告がうち出した新たな論点は 系列で、それを図示すればつぎようになる。

【新責任主体論における理念・制度体系】



折しも、この前年の94年には世界銀行がネオ・リベラル的発想からの年金改革案を提案している。この路線は、わが国では99年2月の経済戦略会議案につながるのであるが、この路線と、従来の社

(9) 詳しくは、高藤「社会保障・福祉における“措置から契約へ”論」(上,下)『週刊社会保障』99年6月7日、同14日号)参照。

会保障体制維持路線（生存権＝保護主義路線）との対立は、世界的規模における現在の最大の論争点で、このことは後述する。

以上、オイル・ショック後の社会保障の変動と、それに伴って生じた主要な論点をみた。資料1, 2, 3にみられるように、社会保障研究は当然ながらこの論点について行われることになる。

3 社会保障研究における学際関係

オイル・ショック以後の社会保障研究の主要論点が以上のものであったとしても、冒頭に述べたように、社会保障に関する研究はきわめて学際的で、それにかかわる学問分野によって研究視角、制度の本質の捉え方、個々の制度的分析手法や評価、さらに改革提案まで異なってくる。そしてまた、このような関係学問分野における研究分担関係が自ずから存しているし、またそうあるべきである。さらにそれを総合する立場も必要と考える。以下このような観点から各学問分野の研究について若干の考察を行いたい。

【経済学】

経済学でもっとも直接的に社会保障に接する社会政策学は、ドイツの“SOZIALPOLITIK”さらには大河内理論＝労働力保全理論の影響を受け、労働問題中心で、社会保障はまともに対象とされてはこなかったことはさきにも述べた。しかし社会保障が全住民と全生活障害を対象として本格的に展開されるにつれ、それを説明しえない大河内理論は衰退し、というよりは大河内理論自体が改められ⁽¹⁰⁾、同学会にも社会保障を本格的に対象化しようとする動向を生むことになる⁽¹¹⁾。

大河内理論が、従来のドイツやそれを承継した日本における社会改良論、道義論的社会政策論、あるいは政治論的社会政策論を排し、社会政策を資本制経済社会における内在的な経済的要請としての総資本による労働力保全政策とみて、社会政策を経済理論によって捉えたことは大河内教授の大きな功績である。しかし、たとえいどいどいでも経済学的に社会保障を対象とするとなると、どうしても憲法二五条の生存権との関係をどう捉えるかの問題を生ずる。生存権原理は、国民の個人責任による生活保障の限界の認識を前提に国家による保障を国民の権利として設定したもので、それを制度化した社会保障はその国家的規範理念を実現する制度体系と理解され、労働力保全とは全く関係のない概念であるからである。しかもそれが憲法条項であるとするれば、経済学者といえども無視は

(10) 大河内一男『社会保障入門』（青林書院新社，1979年）17頁以下。大河内理論の評価と経過については、さしあたり、隅谷三喜男編『社会保障の新しい理論を求めて』（東大出版会，1991年）15頁以下（隅谷教授執筆分）、高田一夫「本質論争から労働経済学へ」（社会政策叢書第22集「社会政策学会100年」，啓文社，1998年所収）、武川前掲書10頁以下など。

(11) 注（6）でみられるように、70年以後の日本社会政策学会大会の共通論題のなかには社会保障を論題とする頻度が次第に高まっている。とくに最後のテーマの内容「少子・高齢社会のインパクトと生活保障政策の再構築」（小沢）、「高齢社会と日本型社会保障財政システムの転換」（木村武司）、「高齢社会の医療・介護保障システム」（里見賢治）、「高齢者雇用問題」と高齢社会の就業システム」（阿部誠）、「高齢社会にむけての地域社会づくり」（富沢賢治）、「高齢化社会論と社会政策」（佐藤進）は社会政策学会における「社会政策」の「社会保障」への換骨奪胎とさえみえる。

できない。

この点、大河内教授はいったん社会保障制度を生存権の思想の上に立つことを認めながら、結局、「生存権思想の実現だというよりも、「一般的危機」の段階において資本主義経済が生活危機の点からのその内部崩壊を防止しようとするための生活安定策」と捉える⁽¹²⁾。これならば経済学者らしい把握である。しかしこれは教授の労働力保全政策としての理解と異なることになる。

しかし、現在においては社会政策学者は社会保障の目的を生存権保障と捉えるのが通説的見解となっているごとくである⁽¹³⁾。その先駆者は末高信教授と平田富太郎教授である。後説では社会保障の本質：国家による国民最低生活の保障，社会保障の目的：生活窮乏の防止乃至救護による国民生存権の実現，社会保障の手段：国民所得の再分配，社会保障の効果：労働力保全による生産性の向上，と把握されている⁽¹⁴⁾。

しかし、経済学者のこの理解には法学サイドからはいささか違和感を覚える。抽象的、自然法的意味での“生存権”はすでに国際的にも確立されていること（具体的には国際人権規約A規約（社会権規約）九条の社会保障権となっている）は確かであるが、経済学者の捉える“生存権”は実定（憲）法的意味のものともみられる。そうだとすれば、その“生存権”は、わが国では憲法25条2項の“社会保障”の根底にある原理として、一応、実定法学上把握された法規範的概念であって、しかもその意味内容、さらに社会保障といかなる関係があるかは法学上いまだ完全に解明されているわけでもない。現に、前述の九五五年勧告では社会保障の原理として“社会連帯”がうち出されている。それを経済学者が自明のごとく社会保障の基礎原理に据えることにはいささかの抵抗を感じるのである。社会保障の法的概念についても同様である。法的概念としての生存権や社会保障はそれとして、社会保障なるものの経済学的観点からの本質把握がありえないのであろうか。そのことはまた必要なことではないか。

この点、近藤教授も注意深く“生存権”を用いないで、社会保障は、「資本制社会が自らの崩壊を防止せんがため、賃金の再分配を通じて社会的に国民の最低生活を保障せんとする制度」⁽¹⁵⁾と定義されているのは十分了解できるし、正当と思われる。こうして経済学的に把握されたその制度の在り方を同じく経済学的観点から追究する。これが経済学者の行き方ではないか。誤解されてはならないが、ここで、特定人が法学者と経済学者を兼ねるべきでないということでは毛頭ない。むしろそれは望ましいことである。言いたいことは、同一物でも、各学問領域で全く異なった見方となり、またそうであって当然ということである。また法学者が“生存権”と呼んでいる条項を憲法上もっているのはわが国だけであって、欧米諸国では社会保障の基礎原理にこの権利概念（right to life, right to live）を用いていない。一般に英米系では保護主義（Paternalism）、フランスでは国

(12) 大河内一男『社会政策（各論）』（改訂版、有斐閣、昭和38年）190頁以下。

(13) 工藤恒夫「社会保障の目的と財政」（社会政策学会年報四一集『21世紀の社会保障』、御茶の水書房、41集所収）25頁。

(14) 両説については、近藤文二『社会保障 自由社会における生活保障』（東洋書館、1952年）185頁以下。隅谷前掲書、20頁。

(15) 近藤文二前掲書、192頁。

民連帯（Solidarité nationale）が基礎原理とされている⁽¹⁶⁾。

このような観点から経済学的の本質把握として世界的に通用している既成概念は「所得再分配」論である。これこそまさに経済学的概念にほかならない。ただ、これは社会保障の目的なのか手段なのか、論者によって異なるようで、上の平田説、近藤説では手段であるが、大河内説では社会保険の理念としている⁽¹⁷⁾。

しかしこの「所得再分配」概念も、その根源にある原理が求められなければならない。社会保障の理念とする立場は、おそらく“富の偏在是正”という、より大きな社会理念に立ち、社会保障はその一環との理解と見られる。しかし一般にこの論者もそこまで論じていない。所得再分配を生存権保障の手段とみる説にいたっては、その両者の関連も不明確である。

そもそも所得再分配論だけで社会保障を捉えるのには無理がある。社会保障中、医療における献血、医療保険における健康者から病弱者へ、若壮年者から高齢者への実質的経費援助などは、この理論ではとうてい説明できない。少なくとも適切な説明ではない。所得保障の年金にしてもとくに均一拠出制の説明は困難である。社会保険の説明は、さきに述べた九五年勧告に明確に現れた“社会連帯”によってもっとも適切に捉えられる。そして、経済理論においてはこの社会保障の重要原理である九五年勧告の社会連帯 社会の原理である とその系列上の論点、さらにこれを含む前掲図、社会保障の新責任主体論が基本的には捉えられないという限界がある。

では経済学はいかなる役割を果たすべきか。そもそも経済学とはいかなる学問か。一般的理解によれば、広義には「人間社会における物質的生活資料の生産と交換を支配する諸法則を研究する科学」とされる（有斐閣『経済辞典』）。究極的には所得再分配論以外の社会保障を貫くより適切な経済法則がみいだされなければならないが、さしあたり、経済学的政策提言の前提となる没価値的な社会保障、とくに前章であげた諸論点の社会的・経済的（国民経済的観点も含め）機能の分析、隅谷教授の「社会保障の経済学」⁽¹⁸⁾への重点移行が必要である。そしてこのことはすでに社会政策学以外の経済学者がとんととり組み、社会政策学者もそのような動向にあると見受けられる。ただ、経済学者は、私の印象では、一般に、経済の実勢に弱く、経済や国家財政を優先せしめて、制度を歯止めなく後退させる危険をもつ。それを逆に規制するものが必要である。

【社会学】

この学問でも生存権原理を機軸にすえるのが一般のごとくである。福武直教授は生存権を社会保障の成立要件と解しているし⁽¹⁹⁾、副田義也教授も社会保障の思想的基礎は生存権思想で、その目的は生存権の保障。その本質は憲法25条1項の「国家が経済社会の運動に介入して、労働者階級の生存を保障する」ことである。また、その基本的機能は所得の再分配で、その基礎は社会連帯主義

(16) フランス社会保障理論については、さしあたり加藤智章『医療保険と年金保険』（北海道大学図書刊行会、1995年）参照。

(17) 注(10)文献39頁。

(18) 隅谷編・前掲書20頁以下。この傾向の先導者として山田雄三教授の名が挙げられている。

(19) 福武直「社会保障と社会保障論」（社会保障研究所編『社会保障の基本問題』、東大出版会、1983年、）第1章3頁以下。生存権論は、第二次大戦後、世界人権宣言以来、国際的にも承認されたものであることが強調される（同12頁）。

あるいは社会的責任とする（有斐閣，新社会学辞典，660頁）。上述の平田説と対比すると興味深い
が，ここでは生存権＝所得再分配＝社会連帯と多様な概念が結合して、かなり複雑である。こ
こで、生存権は憲法25条1項上のものなのか、社会思想史的なものなのかは判然としない。前者であ
るとすれば経済学との関係で述べたことが当てはまり、また生存権と社会連帯とがどう結びつかの
問題がある。後者であれば、生存権の社会学独自の捉え方とみられ、それはそれで理解できる。

では、社会学は社会保障研究においていかなる役割を果たすべきか。ここでも社会学とはいかな
る学問かの把握が前提となる。私なりの理解では、経済学、法学、政治学その他の社会科学との関
係においては、それらを包摂し、それら諸学のみでは捉えきれない社会的諸事象を研究するそれ自
体総合社会科学的性格の学問である⁽²⁰⁾。そして福祉社会学には、価値意識から離れて社会保障を
あるがままに理解しようとする純粋社会学と、その成果の上で特定の価値意識に基づいて制度を目
標に近づける応用社会学があるとされる⁽²¹⁾。既存の学問成果の利用だけでは不足する部分、さら
に既存の学問では成果がえられない場合、社会学固有の領域がひらかれることになる。そして、福
祉社会学者による研究は現に増えている。しかし、この点でこの学問にもっとも期待されるテーマ
は社会の原理たる、問題の社会連帯ではなからうか。この点で知られる社会学者はE・デュルケム
(1858～1917年)、L・デュギー(1859～1928年)らであるが、わが国の社会学者はこのテーマを正
面からとり上げていないのはどういうわけか。

最近目につく研究として、“市民権”概念との関連で福祉国家を論ずるものがある⁽²²⁾。「市民権」
とは法的概念であるが、法的領域も対象とする社会学として当然である。しかしここでの市民権は
実定法学的意味ではなく、社会権も含んだより抽象的な、より根源的な社会学的な概念として捉え
られたものである。福祉国家は社会保障を中心に含んだ概念であるから、その市民権論は社会学的
社会保障理論の中核となるものなのであろうか。またこの理論の先導者、T・H・マーシャルの市
民権は福祉国家における社会連帯と統合の基礎とされることから、その理論における国、社会、市
民が社会保障においてどのように関係づけられるのか、またその規範理論で、現在の社会保障の具
体的な改革方向を導き出せるか否かの関心がもたれる。ただ社会保障サイドから、また第三者から
みると、福祉国家や市民権の概念を通さずに、より直截な、そして社会連帯論も包摂した社会保障
の社会学プロパーの理論構築が課題のように思われる。これができない段階での社会学の役割分担
は、純粋社会学としてのそれではなからうか。少なくとも九五年勧告が出した新しい責任主体論に
応じうるかどうか。この点、社会学には、法律学よりより根源的な社会保障についての規範理論が
あるが⁽²³⁾、私にはこれについて語る資格はない。

(20) 主として副田義也「福祉社会学の課題と方法」(社会保障研究所編『社会保障研究の課題』、東大出版会、
1986年)第9章から示唆されたものである。教授によれば、その過程は、資料の収集・作成、理論の学習・
形成、資料の読解＝理論の使用となる。

(21) 有斐閣・『新社会学辞典』、1257頁左(副田教授執筆分)。

(22) 伊藤周平『福祉国家と市民権』(法政大学出版局、1996年)、武川「市民権の構造転換 一の素描」(『福祉
国家への視座 揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房、1999年、第6章)など。

(23) さしあたり、山森亮「福祉国家の規範理論」(『福祉国家への視座』、ミネルヴァ書房、1999年、第5章)。

【法学】

法学理論の立場は、なんといっても生存権中心である。それは生存権万能といってもよい。憲法25条が存する以上当然であろう。当初、研究もとくに朝日訴訟を契機として、解釈論的な権利論から始められる。しかし80年代になって、この権利論は次第に社会保障水準が向上するにつれて説得力を失ったと元社会保障研究所長、福武直氏から批判された⁽²⁴⁾。だが、この論理では、それ以後制度は着実に後退したのであるから、福武説の方が説得力がなく、経済学がともすると経済の実勢に追隨的であるのと反対に、その後退に歯止めを掛ける方向に機能している。

しかし、生存権・権利論のみでは社会保障法全体を把握するのに不十分であることも確かである⁽²⁵⁾。まず、社会連帯が視野から外れる。さらに規範科学たる法学として重要な使命と考えられる立法論、制度論も外れる。この立法論、制度論は政策論ではなく、法規範的観点からの立法、制度の分析、構成、理論づけで、その法規範の中心にあるのはやはり憲法25条だけではない。社会保障法の場合は市民法と社会法との交錯する場であり、両法理をいかに調整すべきか、例えば、使用者に費用の負担を求める場合の法的根拠、限界を見定めなければならない。また、年金の給付水準、費用負担関係のような重要問題についても同様である。より根本的問題としては根源的には、新責任主体論が存在する。それは、主として法学の任務ではなかろうか。法学にはこのような権利だけではない義務の解明の問題が課されていることを自覚しなければならない。このなかでも、さし迫って必要なのは社会連帯の研究であると思う。

私はすでにこれは生存権と並ぶ社会保障の二大原理、しかも法的原理と解しているが⁽²⁶⁾、一般に法学者は、わが国の社会学者と同様これに無関心である。しかし九五勸告という公的勸告に現れた以上、もはや無視は許されない。勸告自体、この原理をどこまで理解しているかにも疑問がある。この原理についての研究は今後の法学の大きな課題である。

最近の社会保障法学会は、かなりその時点の制度改革、例えば、34回大会の「『成年後見』と社会保障法制」、36、7回大会（1999、2000年）の「社会福祉基礎構造改革の法的検討」のように法理論的立法論・制度論が展開され始めているが、まだ十分ではない。社会連帯論はもとより、まさに法学の領域とみられる現在の「措置から契約へ」についてもなぜか議論が少ない。九五勸告で提起された論点の研究は、介護保険関係を除き、まだ法学者にとって手つかずと敢えて言いたい。権利論的観点からも、制度後退に対する憲法25条2項との関係の議論がなされていないのはなぜであろうか。法学者のなすべき研究課題はあまりに多いといわざるをえない。

以上、各研究分野の社会保障へのかかわり方、役割分担を論じたが、これを総合・統括する場所がなければならない。ここで立法関係者、社会保障制度審議会の役割がクローズアップされるが、研究機関としての国立社会保障・人口問題研究所も政府から自立した重要な役割を果たすべきである。

(24) 福武注⁽¹⁹⁾論文、5頁以下。

(25) 高藤『社会保障法の基本原理と構造』（法政大学出版社、1994年）11頁以下参照。

(26) 高藤「社会連帯の法理と福祉国家」（『社会労働研究』（法政大学社会学部学会）第40巻1、2号所収）。L・デュギーも、国家の社会連帯実現のための義務を法的義務と解している。中村睦男『社会権法理の形成』（有斐閣、昭和48年）208頁以下。

4 現在の国際的論点 結びに代えて

最後に、専門外ながら近代経済学の社会保障論との関係について述べておかななくてはならない。近代経済学は、国家の積極的財政的介入を主張し、世界の社会保障発展に経済理論によって大きな寄与をなしたケインズ経済学が経済停滞から行きづまり、これとは逆に「小さな政府」を志向し、社会保障は個人の国家、社会への依存心を強めて自立心を奪い、社会全体の活力を殺ぐものとして嫌悪する新古典派経済学者 ハイエク (F. A. Hayek)、フリードマン (M. Friedman) など が主座に着く。そしてこれが80年頃からのアメリカのレーガノミクス、イギリスのサッチャリズムを支えて社会保障の縮小、民営化の方向に導いたことはよく知られている。1884年からの労働党によって開始され、国民党によって拡大されたニュージーランドの改革も同様である⁽²⁷⁾。

国民の生活保障についての国家責任を解除して、個人責任、自由化、民営化 (= 競争原理導入) 路線がとられたものであるが、その背景は、オイル・ショック以後の経済停滞、それと並行して進展した少子・高齢化による社会保障の財源難である。これは、研究の問題をこえ、生存権思想 (欧米流に言えば、保護主義) から自己責任主義 (ネオ・リベラリズム、ニューライト路線 = 初期市民社会原理志向) へのイデオロギー的な転換である。わが国の制度後退の理論的基礎となった自己責任を強調する「日本型福祉国家」、さらに99年2月の経済戦略会議案⁽²⁸⁾もこれと同一基調である。

そして、この路線は94年の年金世界銀行案 税方式のミーンズ・テストつき最低年金または均一額給付、規制された完全積立方式による個人的貯蓄制度または職域制度、完全積立てによる貯蓄と共同保険、の三系列 によって世界的に推進される体制となる。

ところがこれに対しては従来の保護主義に立つ社会保障制度を維持しようとするILO、ISSAからの強い反論が出され、これがPublic/Private Debateとして世界的舞台で最大の論点となっている⁽²⁹⁾。これは上述のように福祉国家と反福祉国家のイデオロギー的衝突の局面であるとはいえ、自己責任思想・自由主義と生存権思想・社会連帯思想との葛藤の帰趨はそのまま国民層における富裕層と貧困層の利害を正反対に導くものであるから、すべての研究者がそれぞれの立場から関心をもち、積極的に論議に参加すべきである。さしあたりわが国においては経済戦略会議案 厚生省は消極的であるが について注目すべきである⁽³⁰⁾。

(たかふじ・あきら 法政大学名誉教授)

(27) 詳しくは、高藤、武内「世界における主要福祉国家の動態と展望」(前掲『福祉国家への視座』、4頁以下参照。

(28) 社会保障の改革部分については、高藤「99年政府提案年金改革法案をめぐって(上)」(『週刊社会保障』99年12月6日号)参照。

(29) 詳しくは、高藤「少子化と社会保障法」(法政大学現代法研究所『少子化と社会法の課題』、法政大学出版局、1999年)所収、99頁以下、山田晋「社会保障と国際調整 世界銀行の年金報告書をめぐって」(前掲『福祉国家への視座』所収)53頁以下。とくに報告書についての論争の文献については、注⁽¹²⁾参照。ヨーロッパ社会保障研究の第一人者と目されるJ.V.ランゲンドク教授も新古典派経済学的志向には反対である(“The future of social security”,「日欧高齢社会シンポジウム参考資料集」,1999年10月,上 倫理財団)。

(30) 明確なネオ・リベラル路線にたった改革を行っているのは上記英語使用国で、北欧諸国、ヨーロッパ大陸諸国の改革はこの思考にたつものではない。わが国は、将来的には前者への傾斜の気配が感ぜられる。

（資料 1）

社会保障法学会総会のテーマ

(1) 社会保障法研究会時代（1977～81年）

- 第1回（1977年10月） 「高齢化社会と雇用，年金問題」
- 第2回（1978年5月） 「医療保険法制の抜本改正をめぐる諸問題」
- 第3回（1978年11月） 「現代労使関係と社会保障法の課題」
- 第4回（1979年5月） 「現代社会保障法制と社会福祉サービスの課題」
- 第5回（1979年10月） 「社会保障法と関連法領域をめぐる諸問題 社会保障法とその基本問題の課題」
- 第6回（1980年5月） 「社会保障訴訟をめぐる法的問題をめぐって」
- 第7回（1980年10月） 「社会保障とその財政をめぐる法的，関連問題」
- 第8回（1981年5月） 「アメリカ社会保障法の現状」
- 第9回（1981年10月） 「障害者と社会保障」

(2) 社会保障法学会時代（1982年～現在）

- 第1回（1982年5月） 「老人福祉・老人保健をめぐる法的問題」
- 第2回（1982年10月） 「社会保障の法と権利をめぐる法，関連諸問題」
 （第1テーマ）「公的年金権と公的年金制度改正をめぐって」
 （第2テーマ）「現行社会保障の法と権利をめぐって 権利と社会保障の法体系をめぐって」
- 第3回（1983年5月） 「わが国の医療関係制度をめぐる現状と諸問題」
- 第4回（1983年10月） 「国民生活と社会福祉の権利をめぐる法的・関連的諸問題」
- 第5回（1984年5月） 「婦人の社会保障の権利をめぐる諸問題」
- 第6回（1984年10月） 「社会保障法の国際的動向と展望」
- 第7回（1985年5月） 「社会保障法における家族と個人」
- 第8回（1985年10月） 「社会保障制度の再編成 権利論をめぐって」
- 第9回（1986年5月） 「同」
- 第10回（1986年10月） 「同」
- 第11回（1987年5月） 「社会保障制度における労働災害法制」
- 第12回（1987年10月） 「社会保障法と財政」
- 第13回（1988年5月） 「地方自治と社会保障法」
- 第14回（1988年10月） 「社会福祉施設と人権」
- 第15回（1989年5月） 「国際化と社会保障法の現代的課題」
- 第16回（1989年10月） 「社会保障における手続過程と権利」
- 第17回（1990年5月） 「社会保障法学の総括と課題」
- 第18回（1990年10月） 「同」
- 第19回（1991年5月） 「福祉法改正の課題と展望」
- 第20回（1991年10月） 「生活保護制度の今日的課題」
- 第21回（1992年5月） 「女性の社会的進出・家族形態の変化と社会保障法」
- 第22回（1992年10月） 「経済・社会・政治形態の変化と社会保険」
- 第23回（1993年5月） 「医療保障の国際比較」
- 第24回（1993年10月） 「健康権と高齢者の医療保障」
- 第25回（1994年5月） 「社会保障法と行政法の課題」
- 第26回（1994年10月） 「年金制度改革」
- 第27回（1995年5月） 「障害者の雇用・就労保障，所得保障福祉サービス及び生活環境整備をめぐる問

題 障害者の自立生活に向けての権利保障の観点から」

第28回(1995年10月) 「介護保障とわが国の介護保険構想の問題点」

第29回(1996年5月) 「社会保障法と家族 子ども・女性・高齢者」

各論 子どもをめぐる問題

各論 高齢者をめぐる問題

第30回(1996年10月) 「社会保障制度審議会勧告と社会保障法学の課題」

第31回(1997年5月) 「社会保障法の法政策」

第32回(1997年10月) 「災害と社会保障」

第33回(1998年5月) 「社会保障制度における法主体」

第34回(1998年10月) 「『成年後見』と社会保障法制」

第35回(1999年5月) 「高齢者と社会保障法」

第36回(1999年10月) 「社会福祉構造改革の法的検討パート」

第37回(2000年5月) 「同上パート」

(資料 2)

社会保障研究所—国立社会保障・人口問題研究所

(シンポジウム)(15回以降)

第15回(1981年) 「福祉社会の構想」

第16回(1982年) 「福祉改革の基本的方向を問う」

第17回(1983年) 「『活力ある福祉社会』と社会保障」

第18回(1984年) 「社会保障をめぐる公私の役割」

第19回(1985年) 「社会保障研究の回顧と展望」(レポーター: 経済学(財政学を含む)者, 社会学者, 法学者)

第20回(1986年) 「21世紀の社会保障」

第21回(1987年) 「転換期の社会保障」

第22回(1988年) 「社会福祉改革をめぐる基本的視点」

第23回(1989年) 「医療と福祉の連携」

第24回(1990年) 「介護システムの構築」

第25回(1991年) 「社会保障の新しい財源政策」

第26回(1992年) 「低出生社会の家族と社会保障」

第27回(1993年) 「社会保障理論の再構築」

第28回(1994年) 「保健福祉における計画と実施」

第29回(1995年・社会保障研究所創立30周年記念) 「21世紀の社会保障の思考軸 サービス体系の変容と財源調達」

第30回(1996年) 「21世紀の経済社会と社会保障」

第31回(1997年) 第1回厚生政策セミナー「福祉国家の再構築 少子・高齢社会の社会保障はどうあるべきか」

第32回(1998年) 第2回厚生政策セミナー「少子化問題を考える」

第33回(1999年) 第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」

(資料 3)

社会保障研究所 国立社会保障・人口問題研究所

(季刊社会保障研究における特集論題)(20巻以降)

20巻2号(1984年秋季号) 「医療」 総論, 医療技術の発展と社会の価値・倫理, 医療供給体制の

諸問題， 地域医療とプライマリー・ケア， 福祉と医療， リハビリテーション

- 20巻 3号（1984年冬季号） 「社会保障研究の将来的課題」
 21巻 3号（1985年冬季号） 「女性と社会保障」
 22巻 2号（1986年秋季号） 「国際平和と社会保障」
 22巻 3号（1986年冬季号） 「保健医療の経済分析」
 22巻 4号（1987年春季号） 「海外における社会保障の新潮流」
 23巻 4号（1988年春季号） 「社会福祉改革をめぐる」
 24巻 2号（1988年秋季号） 「介護と医療マンパワーの供給」
 24巻 3号（1988年冬季号） 「社会保障と民間活動」
 24巻 4号（1989年春季号） 「労働の変容と社会保障」
 25巻 1号（1989年夏季号） 「税制と社会保障」
 25巻 2号（1989年秋季号） 「家族と福祉」
 25巻 3号（1989年冬季号） 「福祉とコミュニティ」
 26巻 1号（1990年夏季号） 「介護システムの構築」
 26巻 2号（1990年秋季号） 「社会政策と政府システム」
 26巻 3号（1990年冬季号） 「社会保障と生活の質」
 27巻 1号（1991年夏季号） 「雇用と社会保障」
 27巻 2号（1991年秋季号） 「家族機能の変容と家族政策」
 27巻 3号（1991年冬季号） 「社会保障の経済分析」
 27巻 4号（1992年春季号） 「階層構造と社会政策」
 28巻 3号（1992年冬季号） 「出生率低下と社会保障」
 28巻 4号（1993年春季号） 「医療施設とマンパワー」
 29巻 4号（1994年春季号） 「ボランティア社会の行方」
 30巻 2号（1994年秋季号） 「福祉国家論の現在」
 30巻 3号（1994年冬季号） 「地域社会と福祉課題」
 30巻 4号（1995年春季号） 「ノンプロフィット・セクターの経済分析」
 31巻 2号（1995年秋季号） 「社会保障と世代間移転」
 31巻 3号（1995年冬季号） 「福祉財政と自治体運営」
 32巻 3号（1996年冬季号） 「介護保険と社会サービス 社会保障原理の再構築」
 33巻 1号（1997年春季号） 「福祉国家の再構築 少子高齢化社会の社会保障はどうあるべきか」
 33巻 2号（1997年夏季号） 「公的年金，私的年金の基本問題」
 33巻 3号（1997年秋季号） 「政策研究の基本問題」
 33巻 4号（1998年冬季号） 「保健，医療，福祉における競争と規制」
 34巻 1号（1998年春季号） 「児童福祉改正の評価と課題」
 34巻 2号（1998年夏季号） 「経済学からみた年金改革論」
 34巻 3号（1998年秋季号） 「社会保障における国と地方の役割」
 34巻 4号（1999年冬季号） 「少子化社会と社会保障」
 35巻 1号（1999年春季号） 「福祉国家の経済と倫理」
 35巻 2号（1999年秋季号） 「社会保障基礎構造改革と利用者の権利擁護」